

平成29年度 第2回 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会  
議 事 録

1 開催日時 平成29年7月25日(火) 13:30～14:15

2 開催場所 宇和島市役所6階 602会議室

3 出席者

(1) 委員

宇和島市産業経済部 部長 上田 益也  
宇和島市市民環境部 部長 山田 喜昭  
宇和島市産業経済部農林課 課長 和田 恵朗 (代理 課長補佐 面川 啓之)  
宇和島市市民環境部生活環境課 課長 黒田 和哉  
宇和島市津島支所 支所長 山田 隆  
宇和島市農業委員会 会長 小林 輝彦  
宇和島市農業委員会事務局 事務局長 梶原 忠  
株式会社大矢根利器製作所 総務部 次長 後藤 正樹  
カセイ物産株式会社 国内事業部 部長 劉 冰  
株式会社ガイアパワー 執行役員 陶久 晴岳  
J R東日本エネルギー開発株式会社 取締役事業開発部長 青木 隆昌  
えひめ南農業協同組合 総務部総務課 課長補佐 篠塚 智  
津島町土地改良区 理事長 泉 雄二  
白崎水利組合 組合長 山口 正司  
吉井堰水利組合 組合長 池田 定彦  
農事組合法人増穂生産組合 代表理事 谷脇 新男  
畑地財産区管理会 会長 山中 均  
寿町自治会 代表 泉 富樹  
芳原自治会 自治会長 伊井 貞  
御槇地区自治会 代表 永楽 久喜  
上槇地区自治会 代表 亀岡 剛

(2) オブザーバー

愛媛県南予地方局産業経済部産業振興課 専門員 猿屋 邦夫  
愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課 専門員 岡田 恭一

(3) 事務局

宇和島市市民環境部生活環境課再生エネルギー対策室 室長 土居 友治  
〃 担当係長 松本 浩二

(4) 関係者

株式会社藤田商店 執行役員開発部長 木村 清隆

株式会社ガイアパワー 開発営業部長 静 秀彰  
株式会社ガイアパワー 兼子 樹伸  
株式会社ガイアパワー 松本 聖史

#### 4 議事次第

- (1) 風力発電部会からの報告
- (2) 宇和島市再生可能エネルギー導入促進基本計画の変更（案）について
- (3) 太陽光発電の事業実施状況について
- (4) 今後のスケジュールについて

#### 5 配付資料

- 資料1 風力発電部会報告事項  
資料2 宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画（案）  
資料3 宇和島市津島町の太陽光発電事業実施状況について（株式会社藤田商店）

#### 6 議事

事務局

##### 1 開会

開会を宣言。

本日、所属委員27名のうち、21名の出席をいただいております。要綱第7条第1項により、委員の過半数の出席を充足し、協議会の開催が成立することを報告する。

また後藤委員、劉委員の随員として藤田商店木村部長様、陶久委員の随員として静様、松本様、兼子様に出席をいただいております。

オブザーバーとして、愛媛県南予地方局産業経済部産業振興課 猿屋 専門員様、同じく南予地方局産業経済部森林林業課 岡田専門員様にも参加いただいておりますので、あわせて報告する。

続いて、配付資料について説明。

開会にあたり、泉雄二会長よりあいさつをいただきたい。

泉会長

##### 2 あいさつ

泉雄二会長よりあいさつ。（以後会長が議事進行を務める。）

泉会長

##### 3 協議事項

###### (1) 風力発電部会からの報告

風力発電部会 山田部会長より、風力発電部会の報告を求める。

山田部会長

風力発電部会の開催状況について説明を行う。

第1回風力発電部会は、平成29年6月13日10時から開催。協議内容

は、榎川正木ウィンドファームの提案内容についてであった。出席者は風力発電部会委員13名中12名及び、事務局2名であった。

第2回風力発電部会は、平成29年7月5日13時20分から開催。協議内容は、榎川正木ウィンドファームの提案内容及び、基本計画の変更案についてであった。出席者は風力発電部会委員13名中12名、オブザーバーとして中国四国農政局食品企業課から2名、愛媛県南予地方局森林林業課から1名、及び事務局2名であった。

決定事項等については事務局から説明を求める。

事務局

風力発電部会で決定した事項について説明。

① 風力発電設備の整備を促進する区域

区域の所在		地目	面積
津島町榎川	榎川山国有林	2007 林班	/
		2009 林班	
		2010 林班	
	下向山国有林	2011 林班	
	笹郷山国有林	2012 林班	
		保安林	
計			75,000 m <sup>2</sup>

※面積は、想定される上限値。

② 風力発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
風力発電	25,000kW	3,400kW×8基（出力抑制） （愛南町設置分も含む）

③ 風力発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

発電事業が地域の農林水産業と協調を保てるよう売電収入の中から一定程度の資金を市に提供することとする。

市は、提供された資金を基金化した上で、農林水産業団体等の要望を精査し、地域の農林水産業へ寄与する事業等に活用することとし、活用事業については、毎年度見直しを行うとともに、再生可能エネルギーの地域利用についても検討し、幅広い農林水産業の地域振興策を目指すこととする。

また、発電事業者は、関係施設及び林道の除草等の保守業務を地元林業関係団体等に委託することにより、地元企業の雇用・活性化に寄与することとする。

④ 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における風力発電の促進に際し配慮すべき重要事項

総出力が 10,000 kW 以上であることから、環境影響評価法の対象事業(第一種事業)である。

平成 28 年 12 月 27 日に告示された経済産業大臣勅告に基づく、環境影響評価書を作成中であり、その中で、専門家、有識者等に意見を伺いながら対応しており、事業者の環境影響評価書の届出をもって、代替とすることとする。

⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた風力発電の促進による農林漁業の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

愛南町設置分と合わせて、総出力 25,000kW (3,400kW×8 基 出力抑制) の風力発電設備を導入することを目指すこととする。

⑥ その他

- ・ 風力発電設備の種類及び規模、整備を促進する区域の面積等は、上限値となっているため、関係機関との協議結果を受けて基本計画を変更することとする。
- ・ 売電収入の一部を市に提供する金額は、愛南町分も含め年間 1,000 万円とするが、配分は今後検討することとする。
- ・ 風力発電部会において、要望・提案のあったことについて、事業者は真摯に受け止め、要望等を反映できるよう努めることとする。
- ・ 地元への協賛等は、協議会とは別に協議を続けることとする。
- ・ 市の PR 等は J R 東日本エネルギー開発で引き続き検討することとする。

泉会長

今の報告について、質問・意見はないか。

全委員

(質問・意見なし)

泉会長

無いようであるので、次の協議事項に移る。

泉会長

(2) 宇和島市再生可能エネルギー導入促進基本計画の変更(案)について  
「基本計画の(変更案)について」、事務局に説明を求める。

事務局

資料 2 基本計画(案)について説明。

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針  
変更なし

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域  
風力発電所予定地として、C地区を追加
3. 再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模  
風力発電設備として、C地区を追加
4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項  
既述部分を「太陽光発電について」とし、風力発電部分を追記
5. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項  
(1)～(3)事業者の環境影響評価書の届出をもって、代替とする旨の文を追記
6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農林漁業の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価
  - (1) 目標  
太陽光発電設備980kWに変更。風力発電設備部分をC地区として追記
  - (2) 目標の達成状況についての評価  
変更なし
7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復  
変更なし
8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項  
変更なし

泉会長 今説明のあった、基本計画（変更案）について質問・意見はないか。

全委員 (質問・意見なし)

泉会長 変更案に異議なしと言うことでよいか。

全委員 異議なし

泉会長 異議なしということで、協議会としてこの基本計画（案）を承認する。事業者として、陶久委員、青木委員何かないか。

陶久委員 本事業につき提案させていただいた事項につき協議いただき、感謝する。いただいた課題等については、真摯に受け止め、設備整備計画策定に向けて

十分に反映させていくよう努力する。今、協議会内で承認いただいた基本計画が今後の保安林解除の許可取得の重要な要件となる。基本計画に則り、より良い設備整備計画を策定したい。J R東日本エネルギー開発と共に、事業を円滑に推進していきたいと考える。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

泉会長                   では、次の協議事項に移る。

### (3) 太陽光発電の事業実施状況について

泉会長                   太陽光発電の事業実施状況について、事務局から説明を求める。

事務局                   第1回の全体協議会において、事業者である後藤委員、劉委員から一度報告をいただいているが、6月30日を予定していた除草等清掃業務の委託及び、7月31日を予定していた非常用電源設備設置について、進捗状況をご報告願いたい。

泉会長                   まず、劉委員から報告を願う。

劉委員                   現状では砂利敷き等の地表処理をしないことになっている。また除草剤も使えない関係で、たびたびの草刈りが必要になる。地表に電気ケーブルが露出しており、そのまま草刈り作業を行うと危険を伴う。7月30日に当社の協力業者により一旦作業を行い、お盆までには綺麗な状態にする予定である。

その後、電気ケーブルをパネル設置架台の位置まで上げて、危険が非常に少なくなる状態を確認した上で、地元の皆さまにご理解をいただければ、内容を詰めて草刈り等の契約を締結したいと考えている。

詳細については、委託をしている藤田商店担当者から説明をさせるが、よろしいか。

泉会長                   了解した。続いて、後藤委員に報告を願う。

後藤委員                  今回の報告事項については、3点ある。

まず非常用電源設置について、次に除草の契約について、3つ目としてフェンス外の石の撤去について、いずれも藤田商店に委託しているがまだ完成していない。今後の方向性、現在の状況について委託先の藤田商店から説明を行う。

藤田商店                  発言の許可を求める。

木村                      まずA地区については、砂利敷きはしないということになっている。除草

剤については、漁業等環境に影響が出ることを考え、慎重に事を進めている。

尚且つ、地表に電気ケーブルを垂らしている状態であり、このまま草刈りをすると、ケーブルを切断する可能性があり、感電等の危険性がある。一旦当社で草刈りをさせていただき、電気ケーブルを発電パネルの架台の高さ、約1.5mから2mまで引き上げ、危険性を排除した後に、地元の皆さんの了解をいただき、依頼を考えている。

B地区に関して、撤去は行っているが、大きな石がまだ一部残っている。その石の撤去が完了し、安全な状態になってから地元の皆さんの了解をいただき、草払い等の契約を行いたいと考えている。

A地区については7月30日に当社が草刈り作業に入る予定である。資料にはお盆までと記載してあるが、8月16日までに綺麗な状態にする予定である。その後、ケーブルを引き上げる作業に入る。この作業についてはそれほど困難な作業ではない。

蓄電池について説明する。メーカーからの回答では、8月9日までは納品するということであるので、納品があり次第設置を行う。

当初はキュービクル横を設置場所に予定していたが、ここは常時鍵がかかっており、その鍵の管理の問題、非常時の際にすぐに使用できない可能性があるため、別場所に設置を考えている。場所については、事前に事務局に相談を行い決定したいと考えている。

発電設備の範囲については、フェンスで囲った部分とし、フェンスに接した法面等については、草刈りも行う予定である。また、法改正によりフェンス内に看板を掲示する必要があるため、その作業も行う予定である。

蓄電池の仕様書、地元との草払い等業務委託契約書について提示。

泉会長

今の説明に要望・意見があれば願います。

泉会長

蓄電池は、何ワットか。

藤田商店  
木村

定格1.5kwである。

泉会長

委員の方から、質問・要望はないか。

谷脇委員

B地区についても、7月30日までに草払いを行うのか。

藤田商店  
木村

B地区は、まず、残っている石の撤去を先に行い、その後草払いについて地元との協議を行い、依頼をしたい。

谷脇委員	法面についてはどうするのか。
藤田商店 木村	まず地主さんと協議を行い、その後事務局を通じて、地元の皆さんに案内を行いたいと考えている。
泉富樹委員	A地区について、8月16日までに草刈りを行うということであり、その後は年2回草払いをするということであるが、草刈り機を使用したことがない人も多し、隣の芳原地区との関係もある。16日は何をするのか。
藤田商店 木村	1回目の草払いは当方が行い、その後電気コードを上を引き上げる。この作業を7月30日に現地に入り、8月12日から15日までには完了させる予定である。
泉富樹委員	契約書によると年2回、7月31日までと3月31日までに行うとなっており、自治会に日程を任せてもらうということか。現場に入らないと解らないこともあると思うが。
藤田商店 木村	7月30日に当社が現地に入る。日曜日であるが、9時頃に地元の皆さんに現地説明を行いたいが、いかがか。
泉会長	30日は何をを行うのか。
藤田商店 木村	30日は、地元の皆さんへの説明を行い、お盆期間中に当社で草払いを行いたい。その後の草払いを地元へ依頼したい。
泉会長	その予定で、地元はよいか。
泉富樹委員	それでよい。
泉会長	B地区は意見はないか。石はいつ撤去するのか。
藤田商店 木村	撤去を委託する業者の都合にもよるが、7月末から8月初旬に蓄電池が納品されるタイミングで行うことを予定している。
泉会長	石の撤去、除草関係よろしく願います。他に、質問、意見はないか。
全委員	(意見なし)



泉会長 一言だけ発言する。  
事業主はあくまでカセイ物産及び、大矢根利器製作所である。藤田商店に管理を委託していても、常に現地の状況を把握しておいてもらいたい。また、事故等の不測の事態があった場合は、速やかに報告してもらいたい。

泉会長 今後のスケジュールについて、事務局から説明を求める。

**(4) 今後のスケジュールについて**

事務局 本日、承認いただいた基本計画（案）については、市での決裁を受けた後、市のホームページに公表する。  
基本計画の公表の後、事業者は関係機関と具体的な協議を進めていくこととなる。  
今回表示している風力発電設備に係る面積は、協議により絞り込まれることとなり、実際の整備を行う面積に変更することとなる。その後、事業者に設備整備計画を策定していただき、市が認定を行う流れとなる。  
太陽光発電については、この協議会で期限を示された以上、期限を遵守し確実に実施していただきたい。  
A地区の防草シートについては、検討するということがあったが、その後どうなっているのか。

藤田商店 木村 少し時間をいただきたい。

事務局 防草シートの設置は、設備整備計画に記載している。速やかに対応していただきたい。

泉会長 カセイ物産は、真摯に対応をするように。

劉委員 了解した。

泉会長 他に意見等はないか。

全委員 (意見なし)

**4 その他**

泉会長 その他について、何か意見等ないか。

全委員 (意見なし)

事務局

## 5 閉会

閉会を宣言。